



平成 29 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 日本ユピカ株式会社
代表者名 代表取締役社長 山根 祥弘
(コード：7891、ジャスダック)
問合せ先 常務取締役管理部長 塚田 和男
(TEL. 03-6850-0261)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議いたしました。また、同取締役会において、平成 29 年 6 月開催予定の第 40 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に係る議案を含む本定時株主総会付議議案の具体的内容につきましては、平成 29 年 5 月に取締役会にて決定する予定です。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所を含む全国証券取引所が、全ての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一する期限を平成 30 年 10 月 1 日に定めましたことから、これに対応するものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（2株を1株に併合）の実施を本定時株主総会に付議いたします。なお、発行可能株式総数については、株式の併合割合に応じて、現行の18,850千株から9,425千株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の比率 平成29年10月1日をもって、同年9月30日（実質上同年9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数について、2株を1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年9月30日現在）	5,500,000株
今回の併合により減少する株式数	2,750,000株
株式併合後の発行済株式総数	2,750,000株

（注）「今回の併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。
なお、当社は新株予約権を発行していません。

(3) 併合により減少する株主数

（平成28年9月30日現在）

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	250名（100.0%）	5,500,000株（100.0%）
2株未満	37名（14.8%）	37株（0.0%）
2株以上	213名（85.2%）	5,499,963株（100.0%）

（注）上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、2株未満の株式のみご所有の株主様37名（所有株式数の合計37株）は、株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式を有する株主様は、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には会社法第234条および第235条の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものです。なお、本定款変更は、会社法 182 条第 2 項および第 195 条第 1 項の定めにしたがい、株主総会における議題とすることなく行います。

(2) 定款変更の内容

当社の定款は、上記「2. 株式併合」を内容とした株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>18,850,000</u> 株とする。	第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,425,000</u> 株とする。
第 7 条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第 7 条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成 29 年 3 月 15 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）
定款一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

添付資料：【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのような事ですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。なお、今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更致します。

Q 2. 株式併合とはどのような事ですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。なお、今回当社では、2 株を 1 株の割合をもって併合致します。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか？

A 3. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画（平成 19 年 11 月 27 日公表）」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目標とした取り組みを進めており、その期限を平成 30 年 10 月 1 日にすることを平成 27 年 12 月 17 日に公表いたしました。

以上を踏まえ、東京証券取引所（JASDAQスタンダード）に上場している当社といたしましては、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、投資単位（売買単位あたりの価格）を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（2 株を 1 株に併合）を実施致します。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか？

A 4. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日（実質上平成 29 年 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に 2 分の 1 を乗じた株式数（1 株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生（平成 29 年 10 月 1 日予定）の前後で、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,000 株	1 個	500 株	5 個	なし
例②	3,333 株	3 個	1,666 株	16 個	0.5 株
例③	250 株	なし	125 株	1 個	なし
例④	59 株	なし	29 株	なし	0.5 株
例⑤	2 株	なし	1 株	なし	なし
例⑥	1 株	なし	なし	なし	0.5 株

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合（上記の例②、④、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

なお、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取りまたは単元未満株式の買増しの制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までお問い合わせください。

また、効力発生前の所有株式が1株の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市場の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有の当社株式の資産価値に影響はございません。確かに、株主様が所有の株式数は、株式併合前の2分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は2倍となります。

Q 6. 株式併合に伴い、必要な手続はありますか？

A 6. 特に必要なお手続はございません。なお、上記Q 4のとおり、2株未満の株式につきましては、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株の買取り制度または買増し制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までご連絡ください。

Q 8. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか？

A 8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場で売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までご連絡ください。

Q 9. 受け取る配当金への影響はありますか？

A 9. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q10. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A10. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月	定時株主総会
平成 29 年 9 月 27 日	100 株単位での売買開始
平成 29 年 10 月 1 日	単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成 29 年 10 月下旬	株式割当通知の発送
平成 29 年 12 月上旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い

※お問い合わせ先

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒137-8081	東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話	0120-232-711 (通話料無料)
受付時間	9:00~17:00 (土日祝日を除く)

以上